

あきる野市特定乳児等通園支援事業者に対する指導検査に関する基準

項 目		基 本 的 考 え 方		観 点		関係法令等		評価事項	評
1 一般原則 (1) 平等に取り扱う原則	1	特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。	1	全ての子どもに適切な保育を提供し、健やかな成長のための適切な環境を等しく確保しているか。	(1)	特定乳通基準条例第2条第1項	1	適切な保育環境が等しく確保されていない。	(
	2	特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子ども(以下、「認定子ども」という。)の国籍、信条、社会的身分、保育の提供に要する費用の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。	1	認定子どもに対し、差別的取り扱いをしていないか。	(1)	特定乳通基準条例第23条	1	子どもに対し、差別的取り扱いをしている。	(
(2) 子どもの人権の尊重、虐待等の禁止	1	特定乳児等通園支援事業者は、その提供する認定子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該認定子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。	1	子どもの意思や人格を尊重した保育を提供しているか。	(1)	特定乳通基準条例第2条第2項	1	子どもの意思や人格を尊重していない。	(
	2	特定乳児等通園支援事業者は、その提供する認定子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。	1	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制を整備しているか。	(2)	乳通設備等基準条例第5条第1項			
					(1)	特定乳通基準条例第2条第4項	1	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制を整備していない。	(
							2	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制が不十分である。	F
	3	特定乳児等通園支援事業所の職員は、認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (1)児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2)児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 (3)児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)又は(4)の行為の放置その他の特定地域型保育事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4)児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1	子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1)	特定乳通基準条例第24条	1	子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	(
					(2)	乳通設備等基準条例第13条			

2 運営に関する基準 (1) 利用定員に関する基準	1	特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとする。	1	定員設定をしているか。	(1)	特定乳通基準条例第3条第1項	1	定員設定をしていない。	(
	2	利用定員は、当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。	1	適正な定員設定をしているか。	(1)	特定乳通基準条例第3条第2項	1	定員が適正ではない。	(
(2) 利用定員の遵守	1	特定乳児等通園支援事業者は、利用定員の数を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。	1	利用定員は遵守されているか。	(1)	特定乳通基準条例第21条	1	利用定員を超えて保育を提供している。	(
(3) 運営規程	1	特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 (1)特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2)その提供する特定乳児等通園支援の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5)第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員 (7)特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	1	運営規程を適切に定めているか。	(1)	特定乳通基準条例第19条	1	運営規程等を定めていない。	(
					(2)	乳通設備等基準条例第16条	2	運営規程の内容が不十分である。	F

(4) 内容及び手続の説明及び同意	1	特定乳児等通園支援事業者は、認定子どもに係る特定乳児等通園支援支援の利用の申込みを受けた後、当該認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。	1	認定子ども及びその保護者の心身状況等を把握するために、面談しているか。	(1)	特定乳通基準条例第4条第1項	1	面談をしていない。	(C)
							2	面談の内容が不十分である。	(F)
	2	特定乳児等通園支援事業者は、面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付し、保護者の同意を得なければならない。	1	重要事項について文書を交付し(または電磁的方法を用いて、説明し、保護者の同意を得ているか。	(1)	特定乳通基準条例第4条第2項、第3項	1	重要事項説明書を作成していない。	(C)
							2	重要事項説明書の内容が不十分である。	(F)
							3	利用申込者に文書を交付し、説明し、同意を得ていない。	(C)
							4	利用申込者に対する説明、同意が不十分である。	(F)
(5) 運営規程等の掲示	1	特定乳児等通園支援事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。	1	掲示及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により閲覧に供しているか。	(1)	特定乳通基準条例第22条	1	重要事項を掲示及び公開していない。	(F)
(6) 確認事項の変更申請・届出	1	特定乳児等通園支援事業所の確認事項に変更があったときは、市長に申請又は届出しなければならない。 <届出の必要な確認事項> (1) 施設の名称、保育施設の種類及び所在地 (2) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書 (4) 建物の構造概要及び図面並びに設備の概要 (5) 施設の管理者の氏名、生年月日、住所 (6) 運営規程 (7) 施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 (8) 設置者の役員の氏名、生年月日及び住所 (9) 利用定員の変更(増加以外) <申請の必要な確認事項> (1) 利用定員の増加	1	確認事項の変更の届出をしているか。	(1)	市確認規則第5条、第7条第1項・第2項	1	変更の申請又は届出をしていない。	(C)
(7) 正当な理由のない特定教育・保育の提供拒否の禁止	1	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1	正当な理由なく受け入れを拒んでいないか。	(1)	特定乳通基準条例第5条	1	正当な理由なく利用の申し込みを拒んでいる。	(C)
(8) あっせん、調整及び要請に対する協力	1	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の利用について市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1	市が行うあっせん及び要請に協力しているか。	(1)	特定乳通基準条例第6条	1	あっせん及び要請に対し協力していない。	(F)

(9) 教育・保育給付認定等	1	特定乳児等通園支援事業者は、最初に特定乳児等通園支援を提供する際に、乳児等支援給付認定保護者から、乳児等支援給付認定証の提示を受けたときは、次に掲げる各事項を確認するものとする。 (1)認定保護者の氏名、居住地及び生年月日 (2)認定子どもの氏名及び生年月日 (3)交付の年月日及び乳児等支援支給認定証番号 (4)乳児等支援給付認定の有効期間 (5)その他必要な事項	1	教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確認しているか。	(1)	特定運営基準条例第8条	1	教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確認していない。	(
	2	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1	保護者に対し、乳児等支援給付認定に必要な援助を行っているか。	(1)	特定乳通基準条例第8条	1	申請に必要な援助を行っていない。	(
	3	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	1	保護者の不正受給について、市に適切に報告をしているか。	(1)	特定乳通基準条例第18条	1	認定保護者の不正な行為を報告していない。	(
(10) 地域等との連携	1	特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1	地域との連携や交流に努めているか。	(1)	特定乳通基準条例第2条第3項	1	地域との連携や交流に努めていない。	F
	2	特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。	1	特定教育・保育施設等その他の機関との連携に努めているか。	(1)	特定乳通基準条例第10条	1	特定教育・保育施設等その他の機関との連携に努めていない。	F
	3	特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1	地域住民等に対し、運営の内容の説明に努めているか。	(1)	特定乳通基準条例第29条	1	地域住民等に対し、事業の運営の内容の説明に努めていない。	F
(11) 勤務体制の確保等	1	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な保育を提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。	1	職員の勤務体制は適切か。	(1)	特定乳通基準条例第20条第1項	1	職員の勤務体制が適切でない。	(
							2	職員の勤務体制が不十分である。	F
	2	特定乳児等通園支援事業者は、当該施設の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、認定子どもに対する保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	1	当該事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しているか。	(1)	特定乳通基準条例第20条第2項	1	当該施設の職員によって特定乳児等通園支援を提供していない。	(
	3	特定乳児等通園支援事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1	事業所の職員の研修の機会を確保しているか。	(1)	特定乳通基準条例第20条第3項	1	施設の職員の研修の機会を確保していない。	(
					(2)	乳通設備等基準条例第10条	2	施設の職員の研修の機会が不十分である。	F

(12) 職員配置	1	一般型乳児等通園支援事業所 (1)資格要件等 保育士、市町村長が行う研修(市町村長が指定する機関が行う研修を含む)を修了した者(以下、「保育士等」という。) (2)専従要件 保育士等は専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とするすることができる。 ・当該事業所と保育所、幼稚園、認定こども園、その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合で、当該保育所等による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。 ・当該事業所を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。 (3)保育士等の設置数 乳児:おおむね3人につき1人以上 満1歳以上満3歳未満:おおむね6人につき1人以上とし、半数以上は保育士 ※ただし、職員2人を下回ることはいできない。	1	職員構成は適正か。	(1)	乳通設備等基準条例第22条	1	職員配置が適正に行われていない。	(
			2	資格要件を満たしているか。			1	資格要件を満たしていない	(
	2	余裕活用型乳児等通園支援事業所 職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、各号に定めるところによる。 (1) 保育所:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園:認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 (3) 幼保連携型認定こども園:幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (4) 家庭的保育事業等を行う事業所:家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	1	職員構成は適正か。	(1)	乳通設備等基準条例第25条	1	職員配置が適正に行われていない。	(
			2	資格を要する職員が資格要件を満たしているか。			1	資格要件を満たしていない	(

(13) 建物設備の状況	1	特定乳児等通園支援事業者の設備構造は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。また、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	1	構造設備に危険な箇所はないか。	(1) 乳通設備等基準条例第5条第6項 (2) 乳通設備等基準条例第15条	1	構造設備に危険な箇所がある。	C
	2	一般型乳児等通園支援事業所 (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 (2) 乳児室の面積:乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡以上 (3) ほふく室の面積:乳児又は(1)の幼児1人につき3.3㎡以上 (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 (5) 満2歳以上の幼児を利用させる事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 (6) 保育室又は遊戯室の面積は、(5)の幼児1人につき1.98㎡以上 (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。	1	構造設備が基準を満たしているか。	(1) 乳通設備等基準条例第21条	1	構造、設備が基準を満たしていない。	C
			2	在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。		1	基準面積が不足している。	C
	3	余裕活用型乳児等通園支援事業所 職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、各号に定めるところによる。 (1) 保育所:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園:認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 (3) 幼保連携型認定こども園:幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (4) 家庭的保育事業等を行う事業所:家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	1	構造設備が基準を満たしているか。	(1) 乳通設備等基準条例第25条	1	構造、設備が基準を満たしていない。	C
			2	在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。		1	基準面積が不足している。	C
(14) 非常災害対策	1	特定乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	1	消防計画を作成しているか	(1) 乳通設備等基準条例第6条第1項	1	消防計画を作成していない。	C
						2	消防計画の内容に不備がある。	F
	2	消防計画等に定めた避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	1	避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。	(1) 乳通設備等基準条例第6条第2項	1	避難または消火訓練を実施していない。	C
						2	実施方法が不適正である。	F
	3	地震、風水害等に備えるため、あきる野市地域防災計画に基づき、施設の安全性の向上に取り組むとともに、関係機関との連携及び協力に努めなければならない。また、大規模災害発生時において、利用乳幼児、職員等を施設内に待機させるなど、安全の確保を図るとともに、必要な帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。	1	災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。	(1) 乳通設備等基準条例第6条第3～4項	1	災害発生に備えたマニュアルを作成していない。	F
			2	地域の関係機関との協力が得られるよう努めているか。		2	地域の関係機関との協力が得られるよう努めていない。	F

	4	<一般型乳児等通園支援事業所> 延焼を防止するために必要な措置が講じられているか。 ・壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか ・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか ・事業所内のカーテン、建物、建具等で可燃性のものについては、防火処理を施されたものを使用しているか	1	延焼を防止するために必要な措置が講じられているか。	(1)	乳通設備等基準条例第21条第1項	1	延焼を防止するために必要な措置が講じられていない。	(
(15) 秘密保持	1	特定乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、特定乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定子ども又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 <必要な措置(例)> ・規程類の整備 ・雇用時の取り決め 等	1	秘密漏洩がないよう施設が必要な措置を講じているか。	(1)	特定乳通基準条例第25条第1～3項	1	秘密保持に必要な措置を講じていない。	(
					(2)	乳通設備等基準条例第18条	2	秘密保持の措置が不十分である。	F
			2	認定子どもに関する情報の提供をする際にあらかじめ文書で保護者の同意を得ているか。			1	子どもに関する情報提供について、あらかじめ文書による保護者の同意を得ていない。	(

(16) 情報の提供等	1	特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1	特定教育・保育施設を利用しようとする保護者に対して情報の提供を行うよう努めているか。	(1)	特定乳通基準条例第26条第1項	1	利用しようとする保護者への情報提供に努めていない。	F
	2	特定乳児等通園支援事業者は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1	広告の内容に虚偽や誇大なものがないか。	(1)	特定乳通基準条例第26条第2項	1	施設についての広告に虚偽や誇大な内容がある。	C
(17) 利益供与等の禁止	1	特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員(以下、「関与者」とする。)に対し、当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1	関与者への利益供与がないか。	(1)	特定乳通基準条例第27条第1項	1	関与者に利益供与している。	C
	2	特定乳児等通園支援事業者は、関与者から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1	関与者からの利益収受がないか。	(1)	特定乳通基準条例第27条第2項	1	関与者から利益収受している。	C
(18) 苦情解決	1	特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は保護者その他の認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1	苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	(1)	特定乳通基準条例第28条第1項	1	苦情対応に必要な措置を講じていない。	C
					(2)	乳通設備等基準条例第19条	2	苦情対応が不十分である。	F
							3	苦情の受付先を保護者等に周知していない。	F
	2	特定乳児等通園支援事業者は、苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しなければならない。	1	苦情を記録しているか。	(1)	特定乳通基準条例第28条第2項	1	苦情を記録していない。	C
	3	特定乳児等通園支援事業者は、その提供した保育に関する認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	1	苦情に関して、市が実施している事業に協力しているか。	(1)	特定乳通基準条例第28条第3項	1	苦情に関する市の実施事業に協力していない。	C
	4	特定乳児等通園支援事業者は、その提供した保育に関し、認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1	苦情に関して市が行う調査に協力し、指導・助言に従って必要な改善をしているか。	(1)	特定乳通基準条例第28条第4項	1	苦情に関する市の調査に協力していない。	C
							2	指導・助言に従った必要な改善をしていない。	C

	5	特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。	1	市から求めがあった場合に、改善の内容を市に報告しているか。	(1)	特定乳通基準条例第28条第5項	1	市の求めがあるにも関わらず、改善の内容を市に報告していない。	(
(19) 衛生管理等	1	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	1	衛生上必要な措置を講じているか。	(1)	特定乳通基準条例第14条第1項、第3項	1	衛生上必要な措置を講じていない。	(
	2	乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	1	研修及び訓練を実施しているか。	(1)	特定乳通基準条例第14条第2項	1	研修及び訓練を実施していない。	(
(20) 記録の整備	1	特定乳児等通園支援事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画 (2) 提供した特定乳児等通園支援に係る必要な事項の提供の記録 (3) 市への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※なお、特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる。 書面等の交付又は提出については、電磁的記録により作成されている場合には、書面等の交付又は提出に代えて、認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であれば提供でき、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなすことができる。	1	記録の整備、保存は適正に行われているか。	(1)	特定乳通基準条例第32条第1項、第2項、第33条	1	特定乳児等通園支援の提供に関する記録の整備、保存が行われていない。	(
					(2)	乳通設備等基準条例第17条	2	特定乳児等通園支援の提供に関する記録の整備、保存が不十分である。	E

項 目		基 本 的 考 え 方		観 点		関係法令等		評価事項	評
3 教育・保育に関する基準 (1) 心身の状況等の把握	1	特定乳児等通園支援事業者は、保育の提供に当たっては、認定子ども及びその保護者の心身の状況、認定子どもの養育環境、他の事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の把握に努めなければならない。	1	子どもの状況の把握に努めているか。	(1)	特定乳通基準条例第9条	1	子どもの心身の状況等の把握に努めていない。	F
(2) 特定乳児等通園支援の提供の記録	1	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1	特定乳児等通園支援提供の記録をしているか。	(1)	特定乳通基準条例第11条	1	施設の保育提供内容を記録していない。	F
(3) 特定乳児等通園支援の取扱方針	1	特定乳児等通園支援事業者は、保育所保育指針に準じ、認定子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。	1	指針等に基づいた保育が行われているか。	(1)	特定乳通基準条例第14条	1	指針等に基づいた保育の提供が適切に行われていない。	C
							2	指針等に基づいた保育の提供が不十分である。	F
(4) 特定乳児等通園支援に関する評価等	1	特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1	自己評価や外部の者の評価による特定教育・保育の質の向上のための取組をしているか。	(1)	特定乳通基準条例第15条	1	特定乳児等通園支援の質の評価・改善の取組を行っていない。	C
					(2)	乳通設備等基準条例第5条第3～4項	2	特定乳児等通園支援の質の評価・改善の取組が不十分である。	F
(5) 相談及び援助	1	特定乳児等通園支援事業者は、常に認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1	子どもや保護者の相談に応じ、助言や援助を行っているか。	(1)	特定乳通基準条例第16条	1	子どもや保護者からの相談に応じていない。	C
							2	子どもや保護者に必要な助言・援助をしていない。	C
(6) 緊急時等の対応	1	特定乳児等通園支援事業所の職員は、保育の提供を行っているときに認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1	緊急時に必要な措置を講じているか。	(1)	特定乳通基準条例第17条	1	緊急時に必要な措置を講じていない。	C
							2	緊急時に必要な措置が不十分である。	F

(7) 事故発生の防止及び発生時の対応	1	特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応及び(2)の内容について記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1	事故発生や再発防止のための措置を講じているか。	(1)	特定乳通基準条例第30条	1	事故発生防止の指針を整備していない。	(C)
							2	事故発生防止の指針の内容が不十分である。	(F)
							3	事故発生の報告や分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していない。	(C)
							4	従業者への事故発生の報告や周知徹底が不十分である。	(F)
							5	事故発生防止のための委員会や従業員に対する研修を定期的に行っていない。	(C)
							6	事故発生防止のための取り組みが不十分である。	(F)
	2	特定乳児等通園支援事業者は、認定子どもに対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 <市に報告が必要な事故等> (1) 死亡事故 (2) 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) (3) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 (3) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 (4) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 (5) その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合	1	事故発生が発生した場合に連絡や必要な措置を講じているか。	(1)	特定乳通基準条例第30条第2項	1	事故発生時に連絡や必要な措置を講じていない。	(C)
					(2)	事故報告等通知	2	事故発生時の連絡や必要な措置が不十分である。	(F)
	3	特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	1	事故の状況やとった処置を記録しているか。	(1)	特定乳通基準条例第30条第3項	1	市に報告が必要な事故等の記録をとっていない。	(C)
							2	市に報告が必要な事故等の記録内容が不十分である。	(F)
	4	特定乳児等通園支援事業者は、認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1	賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。	(1)	特定乳通基準条例第30条第4項	1	賠償すべき損害賠償を速やかに行っていない。	(C)

(8)安全計画	1	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下、「安全計画」という。)を策定すること。 (2)安全計画に係る、研修及び訓練を定期的実施すること。 (3)職員及び保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (4)定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	1	利用乳幼児の安全の確保を図るため必要な措置を講じているか。	(1)	乳通設備等基準条例第7条	1	安全計画を策定していない。	(C)
							2	安全計画の内容が不十分である。	F
							3	安全計画に定める研修を定期的に行っていない。	(C)
							4	研修記録を記録していない等不十分である。	F
							5	安全計画を職員及び保護者に周知していない。	(C)
							6	安全計画の周知が不十分である。	F
							7	安全計画の定期的な見直し、変更を行っていない。	F
(9)自動車を運行する場合の所在の確認	1	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。	1	利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等、所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しているか。	(1)	乳通設備等基準条例第8条第1項	1	利用乳幼児の所在を確認していない。	(C)
	2	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。	1	当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、利用乳幼児の所在を確認しているか。	(1)	乳通設備等基準条例第8条第2項	1	見落とし防止装置を備えていない。	(C)

項 目		基 本 的 考 え 方		観 点		関係法令等		評価事項	評
4 会計に関する基準									
(1) 会計の区分	1	特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1	会計の区分がされているか。	(1)	特定乳通基準条例第31条	1	特定乳児等通園支援事業の会計を他の事業会計と区分していない。	(
(2) 会計に関する諸記録の整備	1	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1	会計に関する諸記録を整備しているか。	(1)	特定乳通基準条例第32条第1項	1	記録を整備していない。	(
							2	記録の整備が不十分である。	F
(3) 利用者負担額	1	特定乳児等通園支援事業者は、保育を提供した際は、認定保護者から当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。	1	認定保護者から利用者負担額の支払を受けているか。	(1)	特定乳通基準条例第12条第1項	1	利用者負担額の支払を受けていない。	F
(4) 上乗せ徴収	1	特定乳児等通園支援事業者は、保育を提供するにあたって、当該特定教育・保育の質の確保及び向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払(以下、「上乗せ徴収」という。)を、認定保護者から受けることができる。	1	特に必要であると認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されているか。	(1)	特定乳通基準条例第12条第2項	1	特に必要と認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されていない。	(
(5) 実費徴収	1	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援において便宜に要する費用のうち、次に掲げる(1)から(4)の額の支払(以下、「実費徴収」という。)を、認定保護者から受けることができる。 【実費徴収することができる費用】 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1	便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を受けていないか。	(1)	特定乳通基準条例第12条第3項	1	(1)から(4)以外の費用の額の支払を、認定保護者から受けている。	(
(6) 領収証の交付	1	特定乳児等通園支援事業者は、利用者負担額、上乗せ徴収の費用及び実費徴収の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った認定保護者に対し交付しなければならない。	1	当該費用に係る領収証を認定保護者に対し交付しているか。	(1)	特定乳通基準条例第12条第4項	1	当該費用に係る領収証を認定保護者に対し交付していない、或いは集金袋に受領印を押す等の対応をしていない。	(

(7) 書面説明及び同意	1	特定乳児等通園支援事業者は、上乗せ徴収及び実費徴収の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、実費徴収の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1	書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。	(1)	特定乳通基準条例第12条第5項	1	上乗せ徴収及び実費徴収について、認定保護者に対し、書面によって明らかにするとともに、説明を行い、文書による同意を得ていない。	(
	2	認定保護者への説明等が不十分である。							F
(8) 乳児等支援給付費の額に係る通知等	1	特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、認定保護者に対し、当該認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	1	法定代理受領による支給額を通知しているか。	(1)	特定乳通基準条例第13条第1項	1	法定代理受領により受けた乳児等支援給付費の額を保護者に通知していない。	(
	2	特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した保育の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を認定保護者に対して交付しなければならない。	1	特定教育・保育提供証明書を交付しているか。	(1)	特定乳通基準条例第13条第2項	1	特定乳児等通園支援提供証明書を交付していない。	(
(9) 公定価格に関する基準	1	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援に要する費用(以下、「公定価格」という。)の算定及び請求について、算定に関する基準に基づき適正に行わなければならない。また、加算の要件で定められた人員配置等について、要件を満たすよう適正に行わなければならない。	1	公定価格の算定、請求を適正に行っているか。	(1)	留意事項通知	1	公定価格の算定・請求を適正に行っていない。	(
			2	加算要件で定められた人員配置等を適正に実施しているか。			1	加算要件で定められた人員配置等を適正に行っていない。	(